

いきいき茨城ゆめ国体高萩市警備・消防防災業務実施計画

1 目的

この計画は、いきいき茨城ゆめ国体高萩市警備・消防防災業務実施要項に基づき必要な事項を定め、いきいき茨城ゆめ国体及び競技別リハーサル大会（以下「国体等」という。）の円滑な運営と選手、監督、競技役員、その他関係者及び一般観覧者（以下「関係者等」という。）の安全を確保することを目的とする。

2 基本事項

警備・消防防災業務の実施に当たっては、次の事項を基本とする。

(1) 警備業務

ア 道路交通法、警備業法、消防法等の関係法令の遵守はもちろんのこと、関係者等への公平性の確保、親切・丁寧な対応など自主的ルールを積極的に策定し、その徹底を図る。

イ 警備対象施設における警備業務は、いきいき茨城ゆめ国体高萩市実行委員会（以下「実行委員会」という。）による自主警備を原則とする。また、自主警備に当たっては、所轄警察署・所轄消防署・各施設管理者等関係者（以下「関係機関」という。）の協力と緊密な連絡調整を基に実施する。

ウ 実行委員会は、具体的な警備員の配置箇所、任務等を定めた警備業務計画書を作成し、その計画書に基づいた警備業務を民間の警備業者に委託することができる。

(2) 消防防災業務

ア 消防防災業務は、消防警備本部が所管する。

イ 消防法等関係法令、高萩市地域防災計画及び競技会場等大会関連施設（以下「大会関連施設」という。）の消防計画を基本とし、その他必要な事項については本計画の定めるところによるものとする。

ウ 本計画は、大会関連施設の防火管理者が行わなければならない防火・防災管理上必要な業務を補完するものとする。

エ 屋外仮設物等の消防計画については、大会関連施設の消防計画に準じるものとする。

3 実施期間

警備・消防防災業務の実施期間は、原則として、公式練習日等を含む国体等開催期間中とするが、競技日程や関係者等の動向に伴い、実情に応じて変更することができるものとする。

4 実施範囲

(1) 実行委員会による警備業務の実施範囲は、原則として競技会場、駐車場（臨時駐車場を含む。）とする。なお、練習会場については、必要に応じて実施する。

- (2) 実行委員会による消防防災業務の実施範囲は、競技会場、練習会場及び駐車場（臨時駐車場を含む。）とする。

5 警備業務

(1) 施設警備業務

- ア IDカードによる国体等参加者の入退場管理
- イ 大会関連施設における来場者遵守事項等に基づく持ち込み禁止物等の持込制限
- ウ 大会関連施設における不審者・不審物に対する監視及び発見時における関係機関への通報と適切な初動措置
- エ 施設、仮設物、備品、会場装飾物等の監視
- オ 円滑な競技運営を妨害する者及び行為者に対する対応
- カ 自主警備上必要な情報収集・事案発生時における関係機関への通報・連絡
- キ 大会関連施設における火災、盗難等の防止
- ク 迷子、遺失・拾得物の対応
- ケ 非常時・災害発生時における避難路の確保及び誘導

(2) 交通誘導警備業務

- ア 駐車場及び周辺道路における歩行者等の安全確保及び進路案内
- イ 駐車場入口における選手・監督、役員等の車両の識別（駐車許可証の確認）及び誘導・案内
- ウ バス・タクシー乗降所における安全確保
- エ 周辺道路における交通渋滞、交通事故及び違法（迷惑）駐停車の防止
- オ 駐車場内における接触事故等の防止、車両の駐車整理及び各種案内広報

(3) 雑踏警備業務

- ア 群衆流動時における雑踏整理、誘導、案内、規制等による雑踏事故防止
- イ 群衆停滞箇所における過密状態の回避、流入制限及び歩行路等の動線運用確保
- ウ 一般観覧者入場時の待機列整理、割込み防止、案内広報

(4) 夜間警備業務

- ア 大会関連施設、仮設物、備品、会場装飾物等の監視
- イ 大会関連施設における火災、盗難等の防止
- ウ 大会関連施設における不審者・不審物に対する警戒及び認知又は発見時における関係機関への通報と適切な初動措置

(5) その他必要な警備業務

- ア 事故発生時、緊急時における関係者等への情報伝達及び関係機関への通報
- イ その他関係者等の生命、身体及び財産を守るために必要な警備業務
- ウ 警察、消防活動への協力

6 消防防災業務

(1) 防火・防災管理業務

大会関連施設の防火管理者その他関係機関等との次に掲げる事項の協議、確認及び調整

- ア 収容可能人員と収容人員の把握
- イ 想定される風水害等の把握
- ウ 指定場所での火気使用状況（喫煙所を含む。）の安全点検及び整理整頓
- エ 大会関連施設の消防用設備等と仮設置されている消防用設備等の把握及び点検
- オ 指定場所以外で防火管理者の許可なく火気の使用があった場合の指導
- カ 大会関連施設及び施設に付随する装飾などの各種構造物等の固定状況の確認及び必要な措置
- キ 火気使用設備（器具）及び室内、避難通路、出入口等の収容物等の転倒、移動、落下防止状況の確認及び必要な措置
- ク 避難経路の把握並びに避難経路及び避難場所の周知徹底
- ケ 避難する上で、障害となる工作物及び物品の排除並びに避難経路の確保
- コ ごみ、可燃物等の整理整頓
- サ 火器を使用する露店等の開設予定者への届出に関する助言
- シ 大会関連施設における火気の使用及び取扱いに関する指導
- ス その他消防防災上必要な業務

(2) 自衛消防組織業務

災害発生時における別表に掲げる自衛消防組織の編成及び次に掲げる事項の実施

- ア 災害等に関する各種情報収集
- イ 災害発生時の関係機関への通報及び連絡
- ウ 初期消火活動
- エ 災害発生時の避難口の開放
- オ 関係者等の避難誘導
- カ 負傷者の把握、救出及び救護に関する対応

7 緊急連絡体制

国体等期間中の連絡手段として必要となる通信機器を確保し、緊急時における関係機関との円滑な連携を図るための連絡体制を整備する。

8 その他

この計画に定めるもののほか、警備・消防防災業務の実施に関して必要な事項は別に定める。

別表

自衛消防組織

組織	実施本部担当部署	実施すべき対策事項
本部長	消防警備部会長	自衛消防組織の統括
副本部長	消防警備班長	自衛消防組織の本部長の補佐
本部員	消防警備係員	高萩市現地災害対策本部との連絡調整、現地指示
現地本部長	各競技会場部会長	現地本部の統括
現地副本部長	各競技会場部会副部会長	現地本部長の補佐
情報収集・連絡班	会場総務班(実行委員会事務局との連携)	(1) 関係機関への災害発生の第一次通報・連絡 (2) 的確な情報の集約及び各対策班との連絡調整 (3) 非常放送による、大会関係者並びに一般観覧者への周知
初期消火班	競技式典班 ・競技会場係 ・式典表彰係 ・記録速報係	(1) 初期消火活動及びがれき撤去等初期救助活動 (2) 情報収集・連絡班への火災、消火、負傷者等発生状況等の報告 (3) 消防隊員への消火活動の引継
避難誘導班	会場おもてなし班 ・おもてなし係 ・会場美化係 競技式典班 ・輸送交通係 ・駐車場係	(1) 避難通路障害物の除去 (2) 避難口の開放及びその確認 (3) 安全な避難経路の確認と迅速かつ冷静な避難誘導 (4) 情報収集・連絡班への避難状(最終避難者確認及び負傷者の発生状況等)の報告 (5) 高齢者、障害者等の避難介助 (6) 緊急車両の通路確保と交通整理
応急救護班	会場おもてなし班 ・救護係	(1) 負傷者等の応急処置及び医療機関への搬送手続き (2) 救急隊員への引き継ぎ (3) 情報収集・連絡班への治療状況等の報告

※練習会場については、「練習会場係」が初期業務の全てを担う。